

議案第28号

小松島市営住宅条例の一部を改正する条例について

小松島市営住宅条例（平成9年小松島市条例第14号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市営住宅条例の一部を改正する条例

小松島市営住宅条例（平成9年小松島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第59条」に改める。

第5条第1項第1号ただし書中「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「在宅常時介護困難者」という。）を除く。）」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第10条第1項中「第4項」を「第2項」に改める。

第46条中「第37条、第41条及び第57条」を「第37条及び第41条」に改める。

第57条を削り、第58条を第57条とし、第59条を第58条とし、第60条を第59条とする。

別表田野団地の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。